

昭和町常永地区の大規模商業施設立地計画に対する  
県の見直し要請に関する昭和町からの質問への対応について

平成19年9月19日

記者発表資料

9月3日に昭和町から示された、昭和町常永地区の大規模商業施設立地計画に対する県の見直し要請に関する質問について、9月18日に回答しました。

回答の内容

- ・5月22日と7月20日に県が通知した見直し要請について、早期の回答を要請した。
- ・都市計画法の改正等の整合  
甲府都市計画区域マスタープランとの整合  
交通量の算定方法  
中心市街地再生との関連  
等の観点からの質問に、これまでに文書、資料、発言等で示してきた県の考え方にに基づき個別に回答した。

今後の対応について

- ・昭和町から示される最終的な回答について、県が示している問題点が解消できるか否かの検証作業、計画見直しによる土地区画整理事業実施上の課題の整理等について昭和町等と連携して早期に完了する。
- ・上記手続きの完了後、速やかに都市計画の手続きを進める。

問い合わせ先

山梨県土木部 都市計画課 計画担当  
TEL 055(223)1716(直通) FAX 055(223)1724 県庁内線 7456、7458